

スポーツ振興くじ（第814回及び第815回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第204号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成27年12月4日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～2のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～2のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙1～2のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～2のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙1～2のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～2のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙1～2のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙1～2のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

・ **スポーツ振興投票の名称**

第814回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成27年12月20日(日)～同年12月26日(土)

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(2) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1等 10割

(3) toto GOAL 3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**

平成27年12月26日(土)及び同年12月27日(日)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) mini toto A組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) mini toto B組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) toto GOAL 3

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**

(1) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(2) mini toto B組

以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム

(3) toto GOAL 3

以下の対象試合のうち、試合No. ②、④及び⑤のサッカーチーム

| 〔開催日〕 | 〔試合No.〕 | 〔ホームチーム〕 | 〔アウェイチーム〕 |
|-------|---------|-----------------------------|-------------------------------|
| 12/26 | ① | ストーク・シティ (ストーク) | マンチェスター・ユナイテッド (マンU) |
| 12/27 | ② | リヴァプール (リヴァプ°) | レスター・シティ (レスター) |
| 12/27 | ③ | トテナム・ホットスパー (トテナム) | ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ) |
| 12/27 | ④ | ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル) | エヴァートン (エヴァートン) |
| 12/27 | ⑤ | サウザンプトン (サウザン) | アーセナル (アーセナル) |
| 12/27 | ⑥ | アストン・ヴィラ (アストン) | ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム) |
| 12/27 | ⑦ | AFCボーンマウス (ボーンマウス) | クリスタル・パレス (クリスタル) |
| 12/27 | ⑧ | チェルシー (チェルシー) | ワトフォード (ワトフォード) |
| 12/27 | ⑨ | マンチェスター・シティ (マンC) | サンダーランド (サンダー) |
| 12/27 | ⑩ | スウォンジー・シティ (スウォンジ°) | ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェーブ°) |

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) mini toto A組

1等 1分の1

(2) mini toto B組

1等 1分の1

(3) toto GOAL 3

1等 5分の3

2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) mini toto A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

(2) mini toto B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

(3) toto GOAL 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

・ **スポーツ振興投票の名称**

第815回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成27年12月19日(土)～同年12月28日(月)

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) m i n i t o t o A 組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(5) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**

平成27年12月28日(月)及び同年12月29日(火)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) B I G

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) m i n i t o t o A 組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) t o t o G O A L 3

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) BIG1000

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨、⑬及び⑭のサッカーチーム

(3) mini BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑧及び⑭のサッカーチーム

(4) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(5) toto GOAL 3

以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

| 〔開催日〕 | 〔試合No.〕 | 〔ホームチーム〕 | 〔アウェイチーム〕 |
|-------|---------|-----------------------------|------------------------------|
| 12/29 | ① | エヴァートン (エヴァトン) | ストーク・シティ (ストーク) |
| 12/29 | ② | ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ) | アストン・ヴィラ (アストン) |
| 12/29 | ③ | アーセナル (アーセナル) | AFCボーンマウス (ボーンマウス) |
| 12/29 | ④ | マンチェスター・ユナイテッド (マンU) | チェルシー (チェルシー) |
| 12/29 | ⑤ | ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム) | サウザンプトン (サザン) |
| 12/29 | ⑥ | クリスタル・パレス (クリスタル) | スウォンジー・シティ (スウォンジ) |
| 12/29 | ⑦ | ワトフォード (ワトフォード) | トテナム・ホットスパー (トテナム) |
| 12/29 | ⑧ | ウェスト・ブロムウィッチ・アルビ (ウェブロ) | ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル) |
| 12/28 | ⑨ | ボルトン・ワンダラーズ (ボルトン) | ブラックバーン・ローヴァーズ (ブラバ) |
| 12/29 | ⑩ | バーンリーFC (バーンリー) | ブリストル・シティ (ブリストル) |
| 12/29 | ⑪ | チャールトン・アスレティック (チャールトン) | ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー) |
| 12/29 | ⑫ | クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイーンズ) | ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ) |
| 12/29 | ⑬ | レディング (レディング) | ブレントフォード (ブレント) |
| 12/29 | ⑭ | ミドルズブラ (ミドルズ) | シェフィールド・ウェンズデイ (シェフィールド) |

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

| | |
|----|--------|
| 1等 | 25分の19 |
| 2等 | 100分の9 |
| 3等 | 50分の1 |
| 4等 | 25分の1 |
| 5等 | 25分の1 |
| 6等 | 20分の1 |

(2) B I G 1 0 0 0

| | |
|----|-------|
| 1等 | 5分の3 |
| 2等 | 20分の3 |
| 3等 | 20分の3 |
| 4等 | 10分の1 |

(3) m i n i B I G

| | |
|----|-------|
| 1等 | 2分の1 |
| 2等 | 5分の1 |
| 3等 | 10分の3 |

(4) m i n i t o t o A組

| | |
|----|------|
| 1等 | 1分の1 |
|----|------|

(5) t o t o G O A L 3

| | |
|----|------|
| 1等 | 5分の3 |
| 2等 | 5分の2 |

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(5) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）